

令和5年度目黒区特別職報酬等審議会（第1回）次第

令和5年10月24日(火) 午前9時～

総合庁舎4階 特別会議室

○ はじめに

- 1 区長あいさつ
- 2 委員のご紹介
- 3 区側出席職員の紹介
- 4 審議会の進め方について

○ 審議会

- 1 開会宣言、会長ごあいさつ
- 2 質問

=区長・副区長退席=

- 3 傍聴・資料等の取扱い（説明）
(傍聴者あれば入場)
- 4 資料の内容説明
- 5 審議（質疑応答）
- 6 今後の進め方
- 7 閉会

終了

【今後の予定】

第2回 審議会 11月13日(月) 午後 3時00分～

第3回 審議会 11月20日(月) 午前10時30分～

目黒区総合庁舎4階 特別会議室にて開催

目黒区特別職報酬等審議会委員名簿

令和5年10月24日現在

職	選出団体名	氏名	備考
会長	目黒区法曹会	よしおか けいすけ 吉岡 桂輔	
会長職務代理者	連合目黒地区協議会	しょうじま たけひこ 莊島 猛彦	
委員	目黒区立中学校PTA連合会	いいだ まなぶ 飯田 学	
委員	目黒区町会連合会	いまい たかし 今井 孝志	
委員	目黒区納税貯蓄組合連合会	おかだ ひろみ 岡田 浩美	
委員	目黒法人会	おがわ かつよ 小川 加津代	
委員	目黒女性団体連絡会	こおり れいこ 郡 玲子	
委員	目黒区民生児童委員協議会	まつざき ひろこ 松崎 ひろ子	
委員	目黒区住区住民会議連絡協議会	まつもと たけし 松本 猛	
委員	目黒区商店街連合会	よだ えつこ 依田 悅子	

(委員氏名50音順・敬称略)

(写)

目 総 総 第 2696 号

令和5年10月24日

目黒区特別職報酬等審議会会长 宛て

目 黒 区 長

区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額等について

区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額並びに期末手当の額について、目黒区特別職報酬等審議会条例第2条第1項の規定に基づき、諮問します。

以 上

令和5年10月24日

総務部 総務課

特別職報酬等審議会 資料1

1 令和5年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要	1
2 これまでの当審議会における審議の方向等について	5
3 令和4年度目黒区特別職報酬等審議会の答申概要について	6

令和5年10月

令和5年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

令和5年10月11日(水)
特別区人事委員会

[本年のポイント]

【給与に関する勧告・報告】

～3,000円以上のベースアップは25年振り～

※平成10年勧告以来

- 公民較差：3,722円(0.98%) ※いわゆる「ベア」に相当
- 月例給：初任給、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で1,000円以上の引上げ
【初任給】I類：8,000円増 III類：6,000円増
- 特別給(期末手当・勤勉手当)：年間の支給月数を0.1月引上げ(現行4.55月→4.65月)
一般職員は勤勉手当に割り振り、管理職員は期末手当及び勤勉手当に均等に配分
- 職員の平均年間給与は、約10万2千円の増(公民比較対象職員)

職員の給与に関する報告・勧告

I 職員と民間従業員との給与の比較

1 職員給与等実態調査の内容(令和5年4月)

職員数	民間従業員と比較した職員		
	職員数	平均給与月額	平均年齢
56,381人	31,643人	379,462円	38.9歳

2 民間給与実態調査の内容(令和5年4月)

区分	内 容
調査対象規模	企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所
事業所数	特別区内の1,112民間事業所を調査(調査完了658事業所)

3 公民比較の結果

○月例給

民間従業員	職 員	差
383,184円	379,462円	3,722円(0.98%)

(注) 民間従業員、職員ともに本年度の新卒採用者は、含まれていない。

○特別給

民間支給割合	職員支給月数	差
4.64月分	4.55月	0.09月

4 本年の公民較差算出

本年の勧告に関しては、差額支給者を公民比較対象職員から除外して公民較差を算出する、一時的、特例的な措置を執り公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差3,722円(0.98%)を解消するため、月例給を引き上げることとし、給料表を改定することが適当であると判断した。差額支給者を除外しない場合の公民較差は2,526円である。

5 差額支給

給料表の切替の際に特段の措置によって生じた差額支給については、着実な解消を図るべきものである。しかし、差額支給者の人数は昨年4月1日時点の1,147人に対し、本年4月1日時点で864人、減少数は283人、任用面により差額支給が解消されたのは昇任者の24人で約8%に過ぎず、解消に向けての十分な措置が講じられたとは言えない状況である。任命権者においては、引き続き、差額支給の着実な解消に向けて、より一層の積極的な取組を講じられたい。

II 改定の内容

1 給料表

(1) 行政職給料表（一）

- ・初任給について、民間企業や国における初任給の動向等を踏まえて引上げ
- ・若年層の職員に重点を置きつつ、全ての級及び号給について給料月額の引上げ

	現行給料月額	改定後給料月額	改定額
I類	188,200円	196,200円	8,000円
III類	152,100円	158,100円	6,000円

(2) その他の給料表等

- ・その他の給料表は、行政職給料表（一）との均衡を考慮した改定
- ・定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ

2 特別給（期末手当・勤勉手当）

- ・民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.1月引上げ（現行4.55月→4.65月）
- ・支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、一般職員は勤勉手当に割り振り、管理職員は期末手当及び勤勉手当に均等に配分

3 実施時期

- ・月例給：令和5年4月1日 特別給：条例の公布の日

（参考1）公民較差解消による配分

給料	諸手当	はね返り	計
3,102円	0円	620円	3,722円

（参考2）公民較差に基づく給与改定による平均年間給与の増加額（公民比較対象職員）

改定前	改定後	差
約6,341千円	約6,443千円	約102千円

人事・給与制度に関する意見

1 未来を切り拓く人材の確保と育成（10頁）

- ・変化が激しく、複雑化・高度化する社会情勢を見据えた的確な対応が求められる
- ・職員の知識と経験等を最大限に活かすとともに、未来を切り拓く人材の確保と採用後の育成が不可欠

2 時代に応じた採用制度の見直し（11頁）

■将来を見据えた人材確保・育成策の検討

- ・持続的に魅力ある職場づくりを進めることで、有為な人材の確保につなげができる
- ・民間の動向も踏まえた採用制度の改善のみならず、選考に関する基準や任命権者への委任の在り方等についても研究
- ・主体的・積極的に取り組めるキャリア形成に必要な研修とともに、特別区の特性を活かした研修を実施し、互いに高め合うことが重要

■障害者の雇用促進

- ・法定雇用率（2.6%）を達成した区は13区。法改正により、令和8年7月には3.0%となることから更に障害者雇用を強力に推し進めが必要
- ・常勤職員雇用のみならず多様な雇用形態促進、能力を発揮できる職場環境整備が必要

■自治体DXの推進に向けた人材の確保と育成

- ・複雑化・高度化する社会のニーズに応えるためには、**専門知識をもつ人材の確保は必須**であり、事務「ICT」職員、一般任期付職員、会計年度任用職員等の**多様な雇用形態の活用が重要**
- ・**全職員のデジタルリテラシー向上**のためのスキルアップ研修等の実施

■専門人材の活用

- ・行政が担うべき分野の拡大に伴い、専門的な知識や有為な人材確保が必要
- ・一般任期付職員の活用とともに、**特定任期付職員の制度導入の検討が必要**

3 人材の育成（17頁）

■人事評価制度の適切な運用

- ・管理職への本人開示制度の整備及び評価者研修の確実な実施が必要
- ・全ての昇任選考等における複数年度の人事評価の活用により、選考の精度を高めることが必要

■管理職の確保と育成

- ・安定した区政運営を進めるため、管理職を担う人材を計画的に確保・育成
- ・種別Ⅰ類は、中長期的に区政運営を担う人材、種別Ⅱ類は、即戦力として期待

■女性活躍の推進

- ・女性職員の活躍に向けた**適切な目標管理**、能力のある職員の**登用を積極的に進める**
- ・昇任への不安解消に向けたサポートや**職場風土の醸成**に資する取組の推進

4 行政系人事・給与制度改革における現状と課題（20頁）【概要裏面参照】

勤務環境の整備等に関する意見

1 誰もが活躍できる勤務環境づくり（27頁）

- ・**ライフスタイルや働き方に対する価値観の多様化**に伴い、個性や事情が配慮される職場の環境づくりを推進
- ・**多様な働き方の選択**で、個人の生活の豊かさ、仕事の質と組織全体の効率性・生産性を高める

■職員のやりがいや意欲を高める環境づくり

(勤務環境の制度・整備等)

- ・**テレワーク及び時差勤務制度の利用拡大、希望するときに利用できる環境整備促進**
 - ・フレックスタイム制及び勤務間インターバル制度導入の検討が必要
- (**仕事と生活の両立支援**)
- ・誰もが性別にかかわりなく**仕事と生活を両立するための支援制度**が必要
 - ・性別による**役割意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)**を変え、誰もが働きやすい環境を整備するために、まずは、**男性職員の育児への更なる参加を促進**していくことが必要
 - ・男性職員の育児休業取得率は61.1%、各区における**取得率には差**がある
- (**性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を尊重した勤務環境の整備**)
- ・正しい知識を持ち、理解を更に深めていくことが必要

■魅力ある職場の基礎となる勤務環境づくり

(客観的な方法による労働時間の状況の把握)

- ・職員の労働時間の客観的な把握は法的義務
- ・職員の出勤・退勤時刻をタイムカード等により記録していない区（常勤職員2区、会計年度任用職員7区）は、直ちに対策を講ずることが必要

(長時間労働の是正)

- ・長時間労働の是正は重要。ICTを活用した業務効率化、人員の配置等の方策を駆使し、超過勤務縮減
- ・教職員の長時間労働是正は喫緊の課題。各教育委員会は、実効性の伴う対策が必要(年次有給休暇の取得促進)
- ・国の目標値である**取得率70%以上を目標に**目標値設定と取得促進対策が必要
- ・平均取得日数は全区で14日を上回っているが、職層別に差があり**管理職の率先取得を推進**

(メンタルヘルス対策の推進)

- ・病気休職者数のうち心の健康問題による割合は、80%を超え高水準で推移
- ・**管理職の役割が重要。**対応能力を向上させる研修の実施が必要
- ・職員のセルフケアが未然防止に有効、そのための研修が必要

(ゼロ・ハラスメント対策)

- ・**根絶の第一歩は正しい知識と理解。**全職員の定期的な研修受講が必要
- ・区の外部にも相談窓口を設置するなど、相談体制を拡充

2 区民からの信頼の確保(33頁)

- ・コンプライアンス意識の醸成・向上、公平かつ厳正な懲戒手続の実践

【行政系人事・給与制度改正における現状と課題】(20頁)

～制度改正から5年～

■職員構成の変化

- ・**主任職の割合は減少、主査の割合は増加**
- ・主任職及び係長職の30歳台職員の登用が進む
- ・**係長職の拡大とともに、課長補佐・管理職の確保へつなげる**

■若年層職員の昇任意欲の醸成

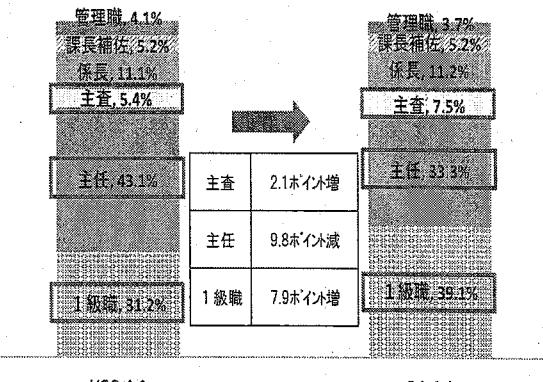
- ・主任職昇任選考(種別A)受験率の減少
(平成29年度 69.4%⇒令和4年度 52.2%)
- ・主任職が係の中心的な役割を担い、**キャリア形成のための最初の一歩にあたることを意識させながら、昇任意欲の醸成**を行うことが必要
- ・若年層職員の増加を踏まえ、昇任へのモチベーション維持・向上のための試験制度の工夫や主任職の定数管理に留意

■知識・経験が豊富な職員の活躍促進

- ・50歳台職員については、係長職が増える一方、主任職に多く留まる
- ・知識や経験が豊富な職員の活躍を促すため、能力を発揮できる環境整備が必要
- ・特に主任職は、主要な職員の年齢構成が30歳台から50歳台と幅が広く、**能力を発揮できる役割の設定等、実態に応じた職の在り方について検討が必要**
- ・給与面においては、行(一)2級において高位号給職員の人数が増加していることに留意
(特に最高号給適用者)。職員の平均給与が高くなり、公民比較において影響を及ぼす

■差額支給解消に向けた具体的取組の実施

- ・差額支給者は令和5年時点864人まで減少。解消に向け積極的かつ具体的な取組が必要



(注) H29の課長補佐は総括係長、主査は係内主査、主任は主任主事、1級職は旧1・2級職



適正な職員構成や職の在り方の検討が必要

■ これまでの当審議会における審議の方向等について ■

1 審議の方向について

当審議会は、特別区人事委員会から各区の区長及び議長に対し行われた「職員の給与に関する報告及び勧告」などの資料を参考とし、区長等特別職の職責の重要性とともに、区の財政状況、一般職の給与の状況、区政を取り巻く社会経済状況及び他区の特別職報酬等の状況を総合的に勘案し、区民の代表者としての立場から、慎重に審議を行うこととしている。

2 区長等の給料に対する基本的な考え方について

特別職の職責の重要性については、平成18年2月7日目黒区特別職報酬等審議会答申において、「行政機関の最高責任者及びその補佐役として、区民の複雑・多様化する要望に応えるため、社会経済状況等を見極めた高度な見識と判断が要求され、その職責は極めて重要なものとなっている。また、議員は、区民の代表者として議会を通じ区政運営に大きく関わる一方、多岐にわたる区民要望への対応など、豊かな経験と広範な知識が求められ、その職責も極めて重要なものとなっている。以上のことから、特別職の報酬等の額は、その職務と責任の度合いに相応した適正な額とする必要があると考えられる。」としている。

これを踏まえ、報酬等の考え方について、「区議会議員の報酬及び区長等の給料については、職責の重要性を踏まえつつ、一般職の給与の状況との均衡、物価や生計費その他区政を取り巻く社会経済状況、他区の状況等を総合的に考慮する必要がある。」としている。

3 地域手当について

区長等常勤の特別職に支給される地域手当は、条例上職員の例により支給されており、平成21年11月25日目黒区特別職報酬等審議会答申において、「区長、副区長の地域手当は、〈中略〉今後も従来どおり職員に準じることが妥当である。」としている。

4 期末手当の支給率について

区長等常勤の特別職に支給される期末手当は、条例上職員の例により支給されており、平成17年度までは同率であったが、一般職員については勤勉手当の割合を増加し期末手当を縮小することとされたため、「特別職の期末手当の支給率については、一般職の職員の例とは切り離し、独立した支給率を設定することが妥当であると判断する。」（平成18年2月7日目黒区特別職報酬等審議会答申）とし、平成18年度以後、現行の取扱いとされている。

以 上

令和4年度目黒区特別職報酬等審議会答申（概要）について

1 審議結果

議員報酬並びに区長、副区長及び教育長の給料月額は、令和4年の特別区人事委員会勧告が、職員の月例給で896円（0.24%）の公民較差を解消するために初任給及び若年層の給与引上げを勧告するものであり、また区の今後の財政状況や区民感覚にも配慮し、これを据置くことが適当である。

また、特別給の支給月数については、一般職員の年間給与改定額との均衡を確保する観点等から、これまでの当審議会における判断も踏まえ、令和4年の特別区人事委員会勧告に基づく一般職員の期末・勤勉手当の引上げ月数に準拠して、年間0.

10月分引上げ、議員にあっては3.45月に、区長等特別職にあっては3.50月に引上げることが適当である。

2 改定内容

改定後の議員並びに区長、副区長及び教育長の期末手当の支給月数を、次の月数に改めることが妥当である。

期末手当	年間支給月数	議員	3.45月
		区長等	3.50月

3 実施の時期

施行時期については、これまで条例改正直後の月初めの日からとすることが適当であるとしてきたが、令和4年の特別区人事委員会勧告において、期末手当の支給月数については令和5年度から3月期末手当を廃止することが勧告されていることから、年度替りの4月1日施行とすることが適当である。

特別職報酬等審議会 資料2 (参考資料)

- | | |
|-------------------------------|---|
| ○ 23区の特別職給与年額及び議員報酬年額等一覧 | 1 |
| ○ 23区の特別職給料月額及び議員報酬月額等一覧 | 2 |
| ○ 平成19年度以後の地域手当の取扱いと給料月額改定の経過 | 3 |
| ○ 給料等の改定経過 | 4 |
| ○ 23区特別職等の期末手当支給月数 | 5 |
| ○ 令和5年度目黒区一般会計歳入・歳出予算 | 6 |
| ○ 令和4年度～令和6年度の収支(見通し) | 7 |

令和5年10月

23区の特別職給与年額及び議員報酬年額等一覧

(令和5年6月1日現在世田谷区調べ)

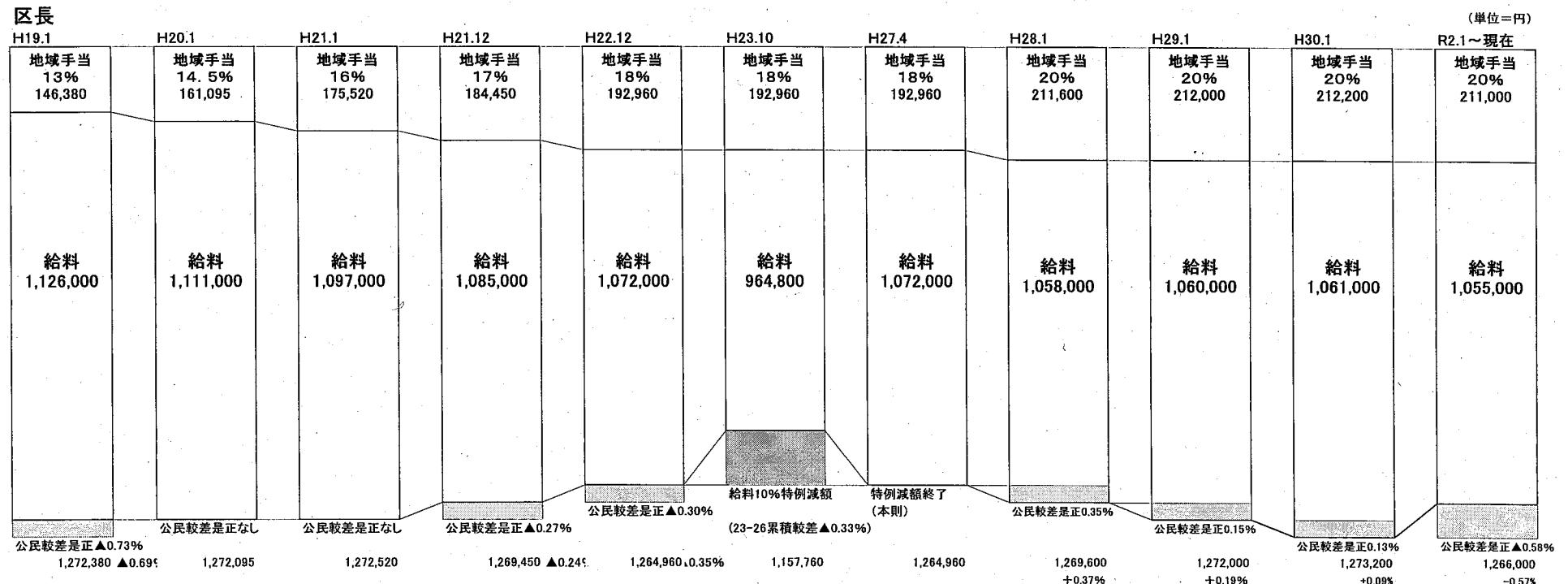
区名	区長		副区長		教育長		常勤代表監査委員		常勤監査委員		議長		副議長		委員長		副委員長		議員	
	年収額	順位																		
1 千代田	22,517,860	4	17,982,770	4	15,916,590	7	0	10	0	18	16,196,750	6	14,165,590	1	11,906,800	1	11,363,990	1	10,821,180	3
2 中央	21,890,869	10	17,554,537	12	15,671,656	11	0	10	0	18	15,879,750	13	13,472,175	15	11,184,125	17	10,825,550	15	10,432,825	15
3 港	22,059,922	9	17,739,744	7	16,482,708	1	0	10	13,186,519	4	15,935,403	11	13,774,431	7	11,472,219	8	10,993,768	9	10,781,908	4
4 新宿	21,336,858	18	17,109,918	18	14,573,754	21	13,121,892	3	12,754,332	8	15,352,650	20	13,096,350	22	10,791,000	22	10,300,500	22	10,022,550	22
5 文京	20,925,859	21	16,934,386	20	15,475,770	15	0	10	0	18	15,243,904	22	13,065,728	23	10,721,152	23	10,273,536	23	9,907,456	23
6 台東	22,168,316	7	17,820,440	5	15,285,804	16	0	10	0	18	16,091,690	7	13,815,390	5	11,451,540	10	10,961,260	11	10,576,040	10
7 墨田	21,762,882	13	17,568,092	11	16,221,140	3	0	10	12,084,076	14	15,774,814	15	13,545,952	12	11,213,422	15	10,816,028	16	10,487,746	13
8 江東	22,300,064	6	17,809,212	6	15,592,698	12	0	10	12,277,563	11	15,991,668	9	13,776,372	6	11,612,997	5	11,059,173	7	10,557,270	11
9 品川	17,345,328	23	17,421,404	14	15,158,143	17	0	10	12,875,863	5	15,674,850	16	13,386,800	19	11,081,675	21	10,654,800	20	10,279,150	20
10 目黒	21,432,325	17	17,145,860	17	14,992,470	20	12,757,820	5	12,351,520	10	15,336,255	21	13,414,972	17	11,136,637	18	10,626,562	21	10,133,490	21
11 大田	22,423,329	5	17,996,138	3	16,100,991	5	12,139,821	9	12,139,821	13	16,492,237	1	13,912,217	4	11,683,777	3	11,207,902	2	10,872,304	2
12 世田谷	21,865,182	11	16,830,422	21	15,893,432	10	13,746,684	2	13,330,244	3	16,230,019	5	13,741,848	8	11,619,636	4	11,061,067	5	10,763,397	5
13 渋谷	21,663,338	14	17,705,407	8	15,896,067	9	0	10	0	18	16,381,340	2	13,666,840	10	11,470,320	9	11,059,140	8	10,877,580	1
14 中野	21,538,246	16	17,289,192	15	15,155,131	18	0	10	13,341,794	2	15,820,021	14	13,403,762	18	11,485,647	7	10,966,231	10	10,441,497	14
15 杉並	22,576,893	3	18,091,933	2	15,505,637	14	13,945,736	1	13,564,383	1	14,963,736	23	13,540,782	14	11,247,274	14	10,778,784	17	10,413,430	17
16 豊島	20,462,026	22	17,253,109	16	15,125,100	19	0	10	12,840,927	6	15,489,731	18	13,569,862	11	11,200,106	16	10,832,175	14	10,499,118	12
17 北	22,090,966	8	17,692,416	9	16,203,765	4	12,226,967	8	12,226,967	12	15,967,894	10	13,706,035	9	11,395,757	13	10,928,860	12	10,634,887	9
18 荒川	22,649,688	2	18,171,272	1	16,447,280	2	0	10	0	18	16,322,600	4	13,955,200	3	11,605,600	6	11,107,200	4	10,715,600	6
19 板橋	21,767,484	12	17,452,344	13	16,013,964	6	12,753,636	6	12,370,068	9	15,670,200	17	13,466,040	16	11,106,900	19	10,676,400	19	10,332,000	19
20 練馬	21,190,129	19	16,944,655	19	15,901,907	8	0	10	11,693,674	17	15,406,300	19	13,290,050	21	11,444,680	11	10,919,850	13	10,411,950	18
21 足立	20,986,004	20	16,824,986	22	14,508,121	22	0	10	12,020,070	15	16,375,195	3	14,030,920	2	11,738,740	2	11,200,425	3	10,679,475	8
22 葛飾	21,661,242	15	17,664,916	10	15,579,877	13	12,761,213	4	12,761,213	7	15,914,448	12	13,366,056	20	11,407,088	12	11,060,368	6	10,713,648	7
23 江戸川	22,677,820	1	16,366,013	23	13,815,223	23	12,288,474	7	11,729,907	16	16,046,460	8	13,545,495	13	11,094,885	20	10,759,185	18	10,423,485	16
平均	21,621,419		17,450,833		15,544,227		12,860,249		13,346,809		15,850,344		13,596,038		11,350,956		10,888,381		10,512,086	

23区の特別職給料月額及び議員報酬月額等一覧

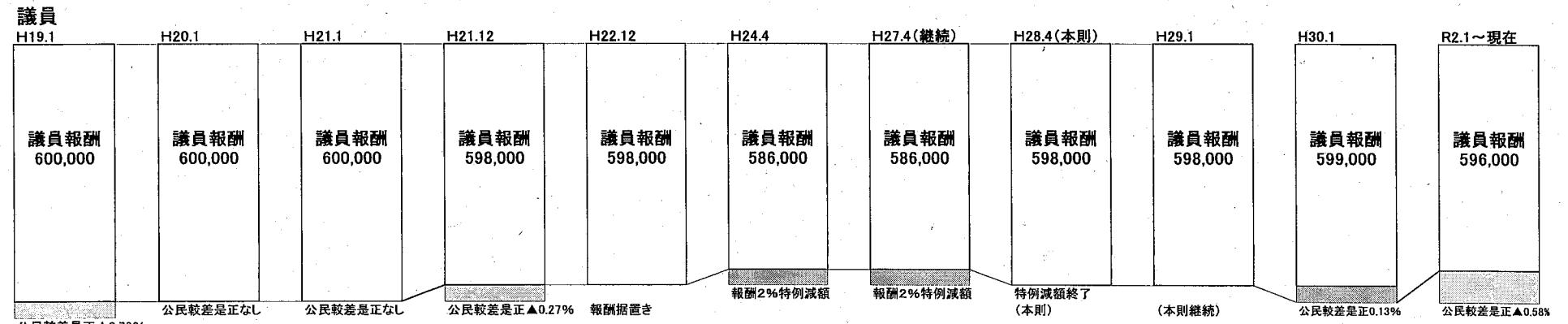
(令和5年6月1日現在世田谷区調べ)

区名	区長		副区長		教育長		常勤代表監査委員		常勤監査委員		議長		副議長		委員長		副委員長		議員	
	給料月額	順位	給料月額	順位	給料月額	順位	給料月額	順位	給料月額	順位	報酬月額	順位								
1 千代田	1,286,000	1	1,027,000	1	909,000	3	0	10	0	18	925,000	7	809,000	1	680,000	1	649,000	1	618,000	2
2 中央	1,151,000	9	923,000	8	824,000	11	0	10	0	18	930,000	4	789,000	7	655,000	11	634,000	7	611,000	11
3 港	1,249,500	2	1,004,800	3	933,600	1	0	10	746,900	2	902,600	19	780,200	18	649,800	15	622,700	17	610,700	12
4 新宿	1,161,000	6	931,000	5	793,000	16	714,000	1	694,000	3	939,000	3	801,000	4	660,000	7	630,000	11	613,000	8
5 文京	1,246,700	3	1,008,900	2	922,000	2	0	10	0	18	916,100	15	785,200	10	644,300	21	617,400	22	595,400	22
6 台東	1,137,000	13	914,000	13	784,000	17	0	10	0	18	919,000	11	789,000	7	654,000	13	626,000	12	604,000	15
7 墨田	1,131,000	15	913,000	14	843,000	6	0	10	628,000	12	913,000	16	784,000	13	649,000	16	626,000	12	607,000	14
8 江東	1,157,000	7	924,000	7	809,000	13	0	10	637,000	9	924,000	8	796,000	5	671,000	4	639,000	5	610,000	13
9 品川	912,000	23	916,000	11	797,000	15	0	10	677,000	4	918,000	12	784,000	13	649,000	16	624,000	15	602,000	17
10 目黒	1,055,000	20	844,000	21	738,000	22	628,000	8	608,000	17	902,000	20	789,000	7	655,000	11	625,000	14	596,000	20
11 大田	1,154,800	8	926,800	6	829,200	10	625,200	9	625,200	14	928,800	5	783,500	16	658,000	9	631,200	10	612,300	9
12 世田谷	1,050,100	21	808,300	23	763,300	19	660,200	5	640,200	8	926,900	6	784,800	12	663,600	5	631,700	9	614,700	7
13 渋谷	1,111,100	18	908,100	17	815,300	12	0	10	0	18	920,300	10	767,800	22	644,400	20	621,300	18	611,100	10
14 中野	1,242,400	4	997,300	4	874,200	4	0	10	799,700	1	892,400	21	756,100	23	647,900	18	618,600	21	589,000	23
15 杉並	1,113,000	17	891,900	18	764,400	18	687,500	2	668,700	5	856,000	23	774,600	20	643,400	22	616,600	23	595,700	21
16 豊島	974,800	22	828,600	22	726,400	23	0	10	616,700	16	888,300	22	778,200	19	642,300	23	621,200	19	602,100	16
17 北	1,147,100	10	918,700	9	841,400	7	634,900	7	634,900	10	923,400	9	792,600	6	659,000	8	632,000	8	615,000	4
18 荒川	1,143,000	11	917,000	10	830,000	9	0	10	0	18	917,000	14	784,000	13	652,000	14	624,000	15	602,000	17
19 板橋	1,135,000	14	910,000	15	835,000	8	665,000	3	645,000	7	910,000	17	782,000	17	645,000	19	620,000	20	600,000	19
20 練馬	1,138,000	12	910,000	15	854,000	5	0	10	628,000	12	910,000	17	785,000	11	676,000	2	645,000	2	615,000	4
21 足立	1,078,800	19	864,900	20	745,800	20	0	10	617,900	15	943,000	2	808,000	2	676,000	2	645,000	2	615,000	4
22 葛飾	1,122,000	16	915,000	12	807,000	14	661,000	4	661,000	6	918,000	12	771,000	21	658,000	9	638,000	6	618,000	2
23 江戸川	1,218,000	5	879,000	19	742,000	21	660,000	6	630,000	11	956,000	1	807,000	3	661,000	6	641,000	4	621,000	1
平均	1,135,404		916,578		816,548		847,971		697,388		916,470		786,130		656,248		629,509		607,739	

平成19年度以後の地域手当の取扱いと給料月額改定の経過



※給与月額=給料月額+地域手当



公民較差は正▲0.73%

※議員には、地域手当は支給されない。

給料等の改定経過

		H21.12～H22.11		H22.12～H23.9		H23.10～H27.3(特例)		H27.4～H27.12		H28.1～H29.12		H29.1～H29.12		H30.1～R1.12		R2.1～現在(本則)	
		月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比
区長	給料月額	1,085,000	98.9	1,072,000	98.8	964,800	90.0	1,072,000	111.1	1,058,000	98.7	1,060,000	100.2	1,061,000	100.1	1,055,000	99.4
	地域手当	184,450	105.1	192,960	104.6	192,960	100.0	192,960	100.0	211,600	109.7	212,000	100.2	212,200	100.1	211,000	99.4
	合計給与	1,269,450	99.8	1,264,960	99.6	1,157,760	91.5	1,264,960	109.3	1,269,600	100.4	1,272,000	100.2	1,273,200	100.1	1,266,000	99.4
	前額差額	△ 3,070		△ 4,490		△ 107,200		107,200		4,640		2,400		1,200		△ 7,200	
副区長	給料月額	868,000	99.0	858,000	98.8	772,200	90.0	858,000	111.1	846,000	98.6	848,000	100.2	849,000	100.1	844,000	99.4
	地域手当	147,560	105.2	154,440	104.7	154,440	100.0	154,440	100.0	169,200	109.6	169,600	100.2	169,800	100.1	168,800	99.4
	合計給与	1,015,560	99.8	1,012,440	99.7	926,640	91.5	1,012,440	109.3	1,015,200	100.3	1,017,600	100.2	1,018,800	100.1	1,012,800	99.4
	前額差額	△ 1,760		△ 3,120		△ 85,800		85,800		2,760		2,400		1,200		△ 6,000	
教育長	給料月額	759,000	98.8	751,000	98.9	675,900	90.0	751,000	111.1	740,000	98.5	742,000	100.3	743,000	100.1	738,000	99.3
	地域手当	129,030	105.0	135,180	104.8	135,180	100.0	135,180	100.0	148,000	109.5	148,400	100.3	148,600	100.1	147,600	99.3
	合計給与	888,030	99.7	886,180	99.8	811,080	91.5	886,180	109.3	888,000	100.2	890,400	100.3	891,600	100.1	885,600	99.3
	前額差額	△ 2,850		△ 1,850		△ 75,100		75,100		1,820		2,400		1,200		△ 6,000	

地域手当率

H21.12=17.0%

H22.12=18.0%

H28.1=20.0%

		H21.12～H22.11		H22.12～H24.3		H24.4～H27.3(特例)		H27.4～H28.3(特例)		H28.1～H29.12		H29.1～H29.12		H30.1～R1.12		R2.1～現在(本則)		
		月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	
議長	議員報酬 (前額差額)	906,000 (△3,000)	99.7	同額 —		100.0 (△32,000)	96.5	同額 —		100.0 (32,000)	906,000 (32,000)	103.7	同額 —	100.0 (1,000)	907,000 (1,000)	100.1 (△5,000)	902,000 (△5,000)	99.4
副議長	議員報酬 (前額差額)	793,000 (△2,000)	99.7	同額 —		100.0 (△41,000)	94.8	同額 —		100.0 (41,000)	793,000 (41,000)	105.5	同額 —	100.0 (1,000)	794,000 (1,000)	100.1 (△5,000)	789,000 (△5,000)	99.4
委員長	議員報酬 (前額差額)	658,000 (△2,000)	99.7	同額 —		100.0 (△22,000)	96.7	同額 —		100.0 (22,000)	658,000 (22,000)	103.5	同額 —	100.0 (1,000)	659,000 (1,000)	100.2 (△4,000)	655,000 (△4,000)	99.4
副委員長	議員報酬 (前額差額)	628,000 (△2,000)	99.7	同額 —		100.0 (△15,000)	97.6	同額 —		100.0 (15,000)	628,000 (15,000)	102.4	同額 —	100.0 (1,000)	629,000 (1,000)	100.2 (△4,000)	625,000 (△4,000)	99.4
議員	議員報酬 (前額差額)	598,000 (△2,000)	99.7	同額 —		100.0 (△12,000)	98.0	同額 —		100.0 (12,000)	598,000 (12,000)	102.0	同額 —	100.0 (1,000)	599,000 (1,000)	100.2 (△3,000)	596,000 (△3,000)	99.5

23区特別職等の期末手当支給月数

(令和5年6月1日現在世田谷区調べ)

区分	区長		副区長		教育長		議員等		備考
	支給月数	順位	支給月数	順位	支給月数	順位	支給月数	順位	
1 千代田	3.80	5	3.80	4	3.80	4	3.80	6	
2 中央	3.50	16	3.50	16	3.50	16	3.50	17	
3 港	3.90	3	3.90	3	3.90	3	3.90	5	
4 新宿	3.00	22	3.00	22	3.00	22	3.00	23	
5 文京	3.30	19	3.30	19	3.30	19	3.20	22	
6 台東	3.80	5	3.80	4	3.80	4	3.80	6	
7 墨田	3.64	14	3.64	14	3.64	14	3.64	15	
8 江東	3.66	12	3.66	12	3.66	12	3.66	13	
9 品川	3.50	16	3.50	16	3.50	16	3.50	17	
10 目黒	3.50	16	3.50	16	3.50	16	3.45	19	
11 大田	3.75	9	3.75	9	3.75	9	3.97	3	
12 世田谷	3.80	5	3.80	4	3.80	4	3.80	6	
13 渋谷	3.80	5	3.80	4	3.80	4	4.00	1	
14 中野	3.68	10	3.68	10	3.68	10	3.95	4	
15 杉並	4.03	1	4.03	1	4.03	1	3.78	9	
16 豊島	3.90	3	3.80	4	3.80	4	3.75	10	
17 北	3.65	13	3.65	13	3.65	13	3.65	14	
18 荒川	4.00	2	4.00	2	4.00	2	4.00	1	
19 板橋	3.60	15	3.60	15	3.60	15	3.60	16	
20 練馬	3.25	20	3.25	20	3.25	20	3.40	20	
21 足立	2.99	23	2.99	23	2.99	23	3.70	11	
22 葛飾	3.68	10	3.68	10	3.68	10	3.68	12	
23 江戸川	3.15	21	3.15	21	3.15	21	3.30	21	
平均	3.60		3.60		3.60		3.65		

【計算式】

区長・副区長・教育長[(給料月額+地域手当)×120/100+給料月額×25/100]×支給月数

議員[報酬月額×145/100]×支給月数

令和5年度目黒区一般会計歳入・歳出予算

(1) 嶸入(款別)

款	R4年度当初 B	構成比
1 特別区税	45,898,618	39.8
2 地方譲与税	384,121	0.3
3 利子割交付金	117,300	0.1
4 配当割交付金	803,500	0.7
5 株式等譲渡所得割交付金	915,100	0.8
6 地方消費税交付金	6,302,600	5.5
7 環境性能割交付金	97,200	0.1
8 地方特例交付金	112,200	0.1
9 特別区交付金	16,400,000	14.2
10 交通安全対策特別交付金	25,400	0.0
11 分担金及び負担金	1,679,919	1.5
12 使用料及び手数料	2,280,205	2.0
13 国庫支出金	19,386,965	16.8
14 都支出金	11,395,536	9.9
15 財産収入	152,830	0.1
16 寄附金	7,014	0.0
17 繙入金	4,286,528	3.7
18 繢越金	2,000,000	1.7
19 諸収入	1,676,912	1.5
20 特別区債	1,326,000	1.2
計	115,247,948	100.0

R5年度当初 B	構成比	比較増減 (B-A)	増減率
48,828,068	40.8	2,929,450	6.4
396,960	0.3	12,839	3.3
170,300	0.1	53,000	45.2
878,600	0.7	75,100	9.3
850,400	0.7	△ 64,700	△ 7.1
7,369,900	6.2	1,067,300	16.9
107,800	0.1	10,600	10.9
92,200	0.1	△ 20,000	△ 17.8
17,800,000	14.9	1,400,000	8.5
25,000	0.0	△ 400	△ 1.6
1,715,914	1.4	35,995	2.1
2,418,031	2.0	137,826	6.0
18,457,351	15.4	△ 929,614	△ 4.8
11,735,965	9.8	340,429	3.0
187,977	0.2	35,147	23.0
7,015	0.0	1	0.0
3,701,701	3.1	△ 584,827	△ 13.6
2,000,000	1.7	0	0.0
1,795,137	1.5	118,225	7.1
1,213,000	1.0	△ 113,000	△ 8.5
119,751,319	100.0	4,503,371	3.9

(単位:千円 %)

R5年度補正 C	構成比	比較増減 (C-A)	増減率
48,828,068	37.6	2,929,450	6.4
396,960	0.3	12,839	3.3
170,300	0.1	53,000	45.2
878,600	0.7	75,100	9.3
850,400	0.7	△ 64,700	△ 7.1
7,369,900	5.7	1,067,300	16.9
107,800	0.1	10,600	10.9
80,290	0.1	△ 31,910	△ 28.4
17,800,000	13.7	1,400,000	8.5
25,000	0.0	△ 400	△ 1.6
1,703,180	1.3	23,261	1.4
2,421,174	1.9	140,969	6.2
18,929,038	14.6	△ 457,927	△ 2.4
13,744,728	10.6	2,349,192	20.6
188,293	0.1	35,463	23.2
9,220	0.0	2,206	31.5
5,307,356	4.1	1,020,828	23.8
8,120,053	6.2	6,120,053	306.0
1,801,576	1.4	124,664	7.4
1,213,000	0.9	△ 113,000	△ 8.5
129,944,936	100.0	14,696,988	12.8

(2) 嶌出(款別)

款	R4年度当初 B	構成比
1 議会費	664,776	0.6
2 総務費	8,920,924	7.7
3 区民生活費	11,604,394	10.1
4 健康福祉費	61,882,151	53.7
5 産業経済費	906,861	0.8
6 都市整備費	9,772,113	8.5
7 環境清掃費	5,259,665	4.6
8 教育費	10,926,721	9.5
9 公債費	3,892,947	3.4
10 諸支出金	1,017,396	0.9
11 予備費	400,000	0.3
計	115,247,948	100.0

R5年度当初 B	構成比	比較増減 (B-A)	増減率
710,196	0.6	45,420	6.8
9,667,472	8.1	746,548	8.4
11,218,084	9.4	△ 386,310	△ 3.3
61,853,700	51.7	△ 28,451	△ 0.0
1,289,512	1.1	382,651	42.2
11,672,107	9.7	1,899,994	19.4
5,137,018	4.3	△ 122,647	△ 2.3
13,932,370	11.6	3,005,649	27.5
2,842,823	2.4	△ 1,050,124	△ 27.0
1,028,037	0.9	10,641	1.0
400,000	0.3	0	0.0
119,751,319	100.0	4,503,371	3.9

(単位:千円 %)

R5年度補正 C	構成比	比較増減 (C-A)	増減率
715,959	0.6	51,183	7.7
10,353,055	8.0	1,432,131	16.1
12,340,064	9.5	735,670	6.3
66,286,742	51.0	4,404,591	7.1
1,366,099	1.1	459,238	50.6
11,298,727	8.7	1,526,614	15.6
5,142,273	4.0	△ 117,392	△ 2.2
15,111,130	11.6	4,184,409	38.3
2,842,823	2.2	△ 1,050,124	△ 27.0
4,088,064	3.1	3,070,668	301.8
400,000	0.3	0	0.0
129,944,936	100.0	14,696,988	12.8

* R5年度補正は補正2号後予算

* 比較増減・増減率は対R4年度当初比

令和4年度～令和6年度の収支(見通し)

令和5年10月10日現在

(単位:億円)

		令和4年度 (決算)	令和5年度 (当初)		令和6年度 (R5.9予算編成事務処理方針)		
歳入	一般財源	金額	金額	増減額	金額	増減額	
		特別区税	493.2	488.3	△ 4.9	505.4	17.1
		特別区交付金	183.1	178.0	△ 5.1	171.6	△ 6.4
	特定財源	その他一般財源	184.6	132.6	△ 52.0	140.9	8.3
		特別区債	12.2	12.1	△ 0.1	12.5	0.4
	歳入合計		1,353.4	1,197.6	△ 155.8	1,202.1	4.5
歳出	人件費	202.7	205.8	3.1	223.2	17.4	
	実施計画事業	61.0	88.9	27.9	117.6	28.7	
	その他	1,008.3	902.9	△ 105.4	861.3	△ 41.6	
	歳出合計	1,272.0	1,197.6	△ 74.4	1,202.1	4.5	
収支状況(歳入合計－歳出合計)		81.4	0		0		

(注1)各項目ごとに四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

令和6年度財政収支見通し (R5.9.4 令和6年度予算編成事務処理方針 (抜粋))

区の財政は、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）により、区民生活や社会経済など区政を取り巻く環境が大きく変化を遂げようとしている最中、ロシアによるウクライナ侵略に端を発する世界規模での不確実性の高まりや、原油価格をはじめとした物価高騰などが生じたことにより、景気の先行きを見通すことが難しい状況にあったが、令和4年度決算では、特別区税が雇用・所得環境の改善などから過去最高額を更新するなど、歳入一般財源としては、前年度比18億円の増となった。

歳入の見通しについては、コロナの感染症法上の位置付けが5類感染症に引き下げられることにより、社会経済活動の正常化がより一層進む中、企業収益や雇用情勢のさらなる改善が期待される一方で、ウクライナ情勢の長期化に伴う原油価格・原材料価格高騰の状況や、ふるさと納税の影響による減収影響に加え、国による新たな税源偏在是正の動きなどの懸念がある。

歳出面では、子育て支援施策の拡充や光熱費の高騰に伴う経常的経費の増加が続いており、かつ、物価高騰をはじめとした喫緊の課題に引き続き機動的に対応していく必要がある。あわせて、限られた財源の中で基本計画や実施計画に定める取組、行財政運営基本方針に定めた6つの重要課題への対応、そして、中長期的には、学校施設をはじめとした区有施設の更新など、区政の諸課題にも取り組む必要がある。

現時点の収支見通しでは、令和6年度当初予算編成に当たり、28億円の財政調整基金を取り崩さざるを得ない見込みとなっている。景気の変動の影響を受けやすい区の財政構造を踏まえると、今後の社会経済状況によっては、取り崩し額がさらに増加する可能性も否定できない。

以上のことから今後の財政収支は、予断を許さない状況が続くものと見込まれる。

特別職報酬等審議会資料3
令和5年10月24日
総務部 総務課

特別職報酬等審議会 資料3 (関係条例等)

- 目黒区特別職報酬等審議会条例 1
- 目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 3
- 目黒区長等の給料等に関する条例 7
- 目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例 9

令和5年10月

○目黒区特別職報酬等審議会条例（昭和39年7月目黒区条例第47号）

最終改正 平成27年3月10日 条例第14号

目黒区特別職報酬等審議会条例

(設置)

第1条 区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額（以下「報酬等の額」という。）について、区長の諮問に応じて審議するため、区長の付属機関として、目黒区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(意見の聴取等)

第2条 区長は、報酬等の額に関する条例を区議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

2 審議会は、前項の規定により意見を求められたときは、すみやかに会議を開き、答申しなければならない。

(組織)

第3条 審議会は、区の区域内の公共的団体等の代表者その他区民のうちから区長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第5条 審議会に会長をおく。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第7条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則（平成27年3月10日条例第14号抄）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 5 改正法附則第2条第1項の場合においては、第4条の規定による改正後の目黒区特別職報酬等審議会条例第1条の規定は適用せず、第4条の規定による改正前の目黒区特別職報酬等審議会条例第1条の規定は、なおその効力を有する。

○目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

(昭和32年3月 目黒区条例第3号)

最終改正 令和4年12月7日 条例第36号

目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

東京都目黒区議会議員報酬および費用弁償条例（昭和31年4月東京都目黒区条例第4号）の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項の規定に基づき、目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(議員報酬の額)

第2条 議員報酬の額は、別表のとおりとする。

(議員報酬の減額)

第2条の2 議長、副議長、委員長及び副委員長（以下「議長等」という。）並びに議員が、1年を超えて連續して本会議及び委員会（以下「会議」という。）を欠席したときは、前条の規定にかかわらず、当該議長等及び議員の議員報酬を減額して支給する。

2 前項の規定により減額して支給する議員報酬の額は、別表に定める議員報酬月額から、その額に100分の20を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。

3 第1項の規定による議員報酬の減額は、最初に会議を欠席した日から1年を経過した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から会議への出席を再開した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで（第8条において「議員報酬減額期間」という。）とする。

(議員報酬の支給方法)

第3条 議員報酬は、議長等にあってはその選挙され、又は選任された当月分から、議員にあっては就職した当月分から、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により、その職を離れた当月分までを支給する。ただし、いかなる場合においても、重複して議員報酬を支給しない。

(月の中途中に就職し、又は退職した場合の議員報酬の支給方法)

第4条 議長等（予算又は決算を審査するため設置された委員会の委員長及び副委員長を除く。以下この条において同じ。）及び議員が、月の中途において、その職に就いた場合又はその職を離れた場合（死亡によりその職を離れた場合を除く。）のその当月分の議員報酬は、前条本文の規定にかかわらず、その職のその月における在職日数に応じて支給する。この場合において、議長等が、その職を離れ、その日に再び議長等に就いた場合のその日は、その離れた職に対する議員報酬の額と新たに就いた職に対する議員報酬の額とが、同じであるときは新たな職に、差があるときはその額の多い方の職にあるものとする。

（議員報酬の支給期日）

第5条 議員報酬の支給期日は、職員の給与に関する条例（昭和28年10月目黒区条例第14号）の適用を受ける職員の例による。

（費用弁償）

第6条 議員（議長等を含む。以下この条及び次条において同じ。）が招集に応じ、若しくは委員会に出席し、又は公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により議員が招集に応じ、若しくは委員会に出席し、又は公務のため特別区の存する区域内を旅行したときは、日額旅費として、2,000円を支給する。

3 前項で定めるもののほか、議員が公務のため旅行したときに支給する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は、目黒区副区長相当額とする。ただし、議長又は副議長が区議会を代表する場合は、目黒区長相当額とする。

4 旅費の支給方法は、職員の旅費に関する条例（平成12年3月目黒区条例第3号）の適用を受ける職員の例による。

（期末手当）

第7条 議員で、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する者に、それぞれの期間につき、期末手当を支給する。基準日前1月以内で、退職し、失職し、又は死亡した議員（当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつ

ては、退職、失職又は死亡の日現在)において同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6月	100分の100
3月以上6月未満	100分の60
3月末満	100分の30

3 期末手当の支給方法は、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。

(期末手当の減額)

第8条 議員報酬減額期間内に基準日がある場合の当該基準日に係る期末手当の額は、前条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による期末手当の額から、その額に100分の20を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。

(適用除外)

第9条 議長等及び議員が次の各号のいずれかに掲げる事由により会議を欠席した期間は、第2条の2第1項に規定する会議の欠席に含まないものとする。

- (1) 出産
- (2) 公務上の災害
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者となったこと。
- (4) その他議長がやむを得ないと認める事由

付 則

- 1 この条例は、昭和32年4月1日から施行する。
- 2 令和3年6月1日から令和5年4月30日までの間に議員（議長等を含む。以下同じ。）が招集に応じ、若しくは委員会に出席し、又は公務のため特別区の存する区域内を旅行したときは、第6条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により議員に支給する日額旅費は支給しない。

付 則（令和3年5月26日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和3年10月1日条例第25号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第2条の2及び第8条の規定は、議長、副議長、委員長、副委員長及び議員が、この条例の施行の日以後の本会議又は委員会（以下「会議」という。）を欠席し、1年を超えて連續して会議を欠席した場合の議員報酬及び期末手当の支給について適用する。

付 則（令和3年12月7日条例第31号）

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

付 則（令和4年12月7日条例第36号）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第7条第2項の規定の適用については、同項中「6月」とあるのは「3月」と、「3月」とあるのは「1月15日」とする。

別表（第2条関係）

職名	議員報酬月額
議長	902,000円
副議長	789,000円
委員長	655,000円
副委員長	625,000円
議員	596,000円

○目黒区長等の給料等に関する条例（昭和30年12月目黒区条例第8号）

最終改正 令和4年12月7日 条例第36号

目黒区長等の給料等に関する条例

東京都目黒区長助役及び収入役の給料諸手当及び旅費条例（昭和22年6月東京都目黒区条例第7号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、目黒区長及び副区長（以下「区長等」という。）の給料、旅費及びその他の給与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（給料の額）

第2条 区長等の給料の額は、別表1による。

（旅費）

第3条 区長等が公務により旅行するときは、順路により旅費を支給する。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は、別表2による。

（その他の給与）

第4条 区長等に対しては、給料及び旅費のほか、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。

（支給方法等）

第5条 給料の支給方法並びに地域手当及び通勤手当の額及び支給方法は、職員の給与に関する条例（昭和28年10月目黒区条例第14号）の適用を受ける職員の例による。

2 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の120を乗じて得た額並びに給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に100分の175を乗じて得た額に、職員の給与に関する条例第26条第2項に規定する規則で定める支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法は、同条例の適用を受ける職員の例による。

3 旅費の支給方法は、職員の旅費に関する条例（平成12年3月目黒区条例第

3号) の適用を受ける職員の例による。

4 退職手当の額及び支給方法は、別に条例で定めるところによる。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和30年12月1日から適用する。

付 則 (令和4年12月7日条例第36号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

(全部改正 [令和元年条例20号])

職名	給料月額
区長	1,055,000円
副区長	844,000円

別表2 (第3条関係)

(一部改正 [平成19年条例1号])

職名	旅費の額
区長	国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）中、内閣総理大臣等の内その他の者の相当額
副区長	国家公務員等の旅費に関する法律中、指定職の職務にある者相当額

○目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例

(昭和31年9月 目黒区条例第24号)

最終改正 令和元年12月6日 条例第20号

目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第4項及び第5項の規定に基づき、目黒区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(給料の額)

第2条 教育長の給料の額は、月額738,000円とする。

(旅費)

第3条 教育長が職務のため旅行するときは、順路により旅費を支給する。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は、目黒区副区長相当額とする。

(その他の給与)

第4条 教育長に対しては、給料及び旅費のほか、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。

(支給方法等)

第5条 給料の支給方法並びに地域手当及び通勤手当の額及び支給方法は、職員の給与に関する条例（昭和28年10月目黒区条例第14号）の適用を受ける職員の例による。

2 期末手当の額は、目黒区長等の給料等に関する条例（昭和30年12月目黒区条例第8号）第5条第2項の規定の例により、その支給方法は、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。

3 旅費の支給方法は、職員の旅費に関する条例（平成12年3月目黒区条例第3号）の適用を受ける職員の例による。

4 退職手当の額及び支給方法は、別に条例で定めるところによる。

(勤務時間等)

第6条 教育長の勤務時間その他の勤務条件については、区職員について定められているものの例による。

付 則

1 この条例は、昭和31年10月1日から施行する。

2 東京都目黒区教育委員会教育長の給料および旅費に関する条例（昭和28年3月東京都目黒区条例第7号）は、廃止する。

付 則（令和元年12月6日条例第20号）

この条例は、令和2年1月1日から施行する。